

岩手県立福岡工業高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、岩手県立福岡工業高等学校同窓会と称し、事務局を本校内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦と知識の向上を図り、併せて母校との連絡を緊密にし、その進展に努めることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 名簿、会報の発行
 2. 母校の後援に関する事項
 3. 講演会の開催
 4. その他、適当と認める事項

第 2 章 組 織 ・ 役 員

- 第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。
1. 正 会 員 福岡工業高等学校卒業生、並びに在学したもので理事会の承認を得たもの。
 2. 準 会 員 福岡工業高等学校在学者
 3. 賛 助 会 員 母校現職員及び旧職員。
 4. 名 誉 会 員 理事会で推薦を得たもの。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1 名 正会員より互選する。
 2. 副 会 長 若干名 上に同じ
 3. 理 事 20 名 岩手県または、青森県在住の正会員の
中から互選する。
 4. クラス評議員 若干名 各期、各クラスより 1 名互選する。
 5. 顧 問 若干名 会員より理事会の承認を得て、会長が
委嘱する。
 6. 監 事 若干名 正会員より互選する。
- 第 6 条 役員任期は、次の通りとする。
本会の役員任期は、顧問を除き 2 年とし、総会において選出する。
但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 務

- 第 7 条 本会役員任務は、次の通りとする。
1. 会 長 本会を代表し、会務の処理と総会および理事会を召集する。
 2. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある場合はその任務を代行する。
 3. 理 事 総会および臨時総会の議決事項を執行し、会員

- と本会の連絡を図る。
4. クラス評議員 各クラスの会員の連絡場所を把握し、本会との連絡を図る
5. 顧問 本会の諮問に応じ、会の指導相談に当たる。
6. 監事 本会計の監査をする。
7. 会務の代行 会長は、会務の処理にあたってその一部を校長に代行させることができる。
校長が代行できる事務は、つぎのとおりとする。
- (1) 会務処理に必要な起案文書の決裁に関すること。
- (2) 予算の範囲内における支出事務に関すること。

第 4 章 機 関

第 8 条 本会の機関は、総会および理事会とする。ただし、準会員は参加せず。

第 9 条 総会の期日は、年 1 回 5 月に開催する。ただし、緊急を要する場合には、理事会の承認を得て、臨時総会を開催することができる。

第 10 条 理事会は、本会の執行機関とし随時これを開催し得るものとする。

第 11 条 両会の議決は、出席人員の過半数をもって決定する。

第 12 条 総会において行うべき事項は、次の通りとする。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算・決算に関する事項
3. 会則の改正に関する事項
4. 役員の変更に関する事項
5. その他理事会において、総会に附議する必要と認められた事項

第 13 条 理事会において協議すべき事項は、次の通りとする。

1. 総会に関する事項
2. 予算編成に関する事項
3. 決算に関する事項
4. その他緊急を要する事項

第 14 条 本会は、会員の希望により支部を置くことができる。その会則は支部毎に定め、事務局に届け出ること。

第 5 章 基 本 金 お よ び 経 常 費

第 15 条 本会の会費は、終身会費として、10,800円とする。尚、昭和 47 年度卒業以前の正会員は、終身会費不足金 1,000円を納入するものとする。

- 第 16 条 会費は、準会員中に月額 360 円（ 年 10 回で納入 ）を前納するものとする。
- 第 17 条 1 項 本会の経常費は、会費および寄付金その他事業の収入をもってあたる。ただし、経常費に不足を生じた場合は、理事会の承認を得て基本金より補てんすることができる。
- 2 項 基本金の用途については理事会で協議し総会において決定する。
- 第 18 条 本会の所有の現金は、本会長名義をもって預金するものとする。
- 第 19 条 毎年度の収支決算は、監査の結果を理事会の承認を経て、総会の際に報告するものとする。
- 第 20 条 会計年度は、毎年 4 月に始まり 3 月に終わるものとする。
- 第 21 条 本会に寄付があった場合は、経常費に繰り入れるものとする。
- 第 22 条 本会は、次の帳簿を備えて置くものとする。
1. 基本金会計簿
 2. 経常費会計簿
 3. 本会記録簿
 4. 会員名簿

附 則

1. 本会則は、昭和 42 年 4 月 1 日より施行する。
2. 卒業時の納入金は、昭和 41 年度卒業生 840 円、昭和 43 年度卒業生 480 円、昭和 47 年度卒業生 880 円、昭和 48 年度卒業生 640 円とする。
3. 本会則は、昭和 59 年 4 月 1 日より有効である。
4. 本会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より有効である。
5. 本会則は、昭和 63 年 5 月 21 日より有効である。
6. 本会則は、平成 6 年 5 月 30 日より有効である。
7. 本会則は、平成 9 年 5 月 26 日より有効である。
8. 本会則は、平成 14 年 5 月 2 日より有効である。
9. 本会則は、平成 19 年 5 月 2 日より有効である。
10. 本会則は、平成 22 年 5 月 1 日より有効である。